## 第2期

# 松山市子ども・子育て支援事業計画

## (案)

## 目次

第1	章 計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	3
第2	章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1	子どもをめぐる状況	5
2	これまでの子ども・子育て支援の取り組み	10
3	人口などの見通し	12
4	子育てに関する意識の現状	15
第3	章 計画の基本的な考え方	19
1	めざす姿	19
2	基本理念	19
3	基本方針	20
第4:	章 施策の展開	22
1	施 <b>等</b> 休系	22

#### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は今なお進行し続けており、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 となっています。このような中、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

国では、平成24年8月に成立した子ども・子育で関連3法(「子ども・子育で支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育で支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育で支援を総合的に推進する新たな制度(以下「新制度」という。)が平成27年度から施行されました。新制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。また、平成28年6月には「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服などの対応に取り組んでいくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する 法律」が施行、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖する ことのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する方向で動いています。

『第2期松山市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「本計画」という。)は、近年の社会潮流や松山市(以下、「本市」という)の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『松山市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「前回計画」という。)の進捗状況などを踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とします。また、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする前回計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。なお、この計画の中で、「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、本市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、 市民一人一人をはじめ、各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取り組みを推 進するものです。

#### 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度 から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
	第1	期計画其	明間						
						第2	2期計画期	阴間	

#### | 4 計画の策定方法

本計画は、前回計画に記載して実施している施策の評価などを行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用の現状分析と今後の利用希望調査 (ニーズ調査)の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行います。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めます。

#### (1)ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズなどを把握するため、小学校就学前児童及び小学校児童(小学1~4年生)の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成30年9月4日~平成30年9月28日の期間、「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

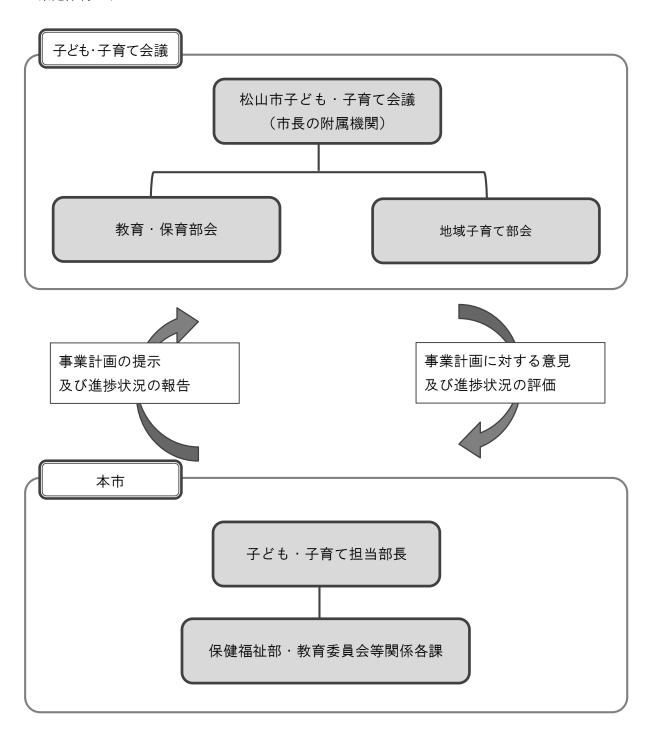
#### ■「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	小学校就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯			
標本数	5,000 世帯	3, 000 世帯			
調査方法	郵送配布/	郵送配布/郵送回収			
回答数(有効回答数)	2, 607 件	1, 575 件			
回収率	52. 1%	52. 5%			
全体回収率	52.	3%			
調査時期	平成 30 年 9 月 4 日~平成 30 年 9 月 28 日				
調査地区	市内全域				

#### (2)策定体制

(事業計画の策定にあたっては、保健福祉部と教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、「松山市子ども・子育て会議」を設置して審議を行うこと、またパブリックコメント(意見公募手続)を実施する旨、記載します。)

#### ■策定体制のイメージ



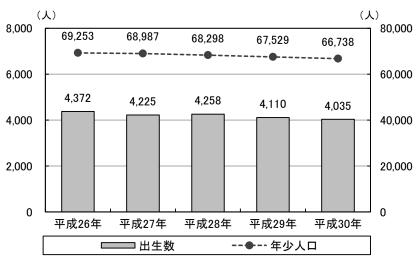
### 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

#### 1 子どもをめぐる状況

#### (1)出生数

出生数についてみると、平成 28 年にわずかに増加したものの、翌年には 148 人減少し、 平成 30 年には 4,035 人となっています。また、14 歳以下の年少人口は年々減少幅が大き くなっており、平成 30 年には平成 26 年から 2.515 人減少し、66,738 人となっています。

#### ■出生数と年少人口の推移

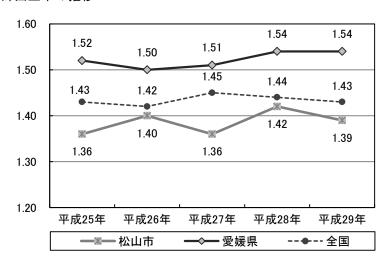


資料:住民基本台帳 人口動態

#### (2)合計特殊出生率

合計特殊出生率についてみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成 29 年には 1.39 となっています。全国及び愛媛県と比較すると、いずれの年も国・県を下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移

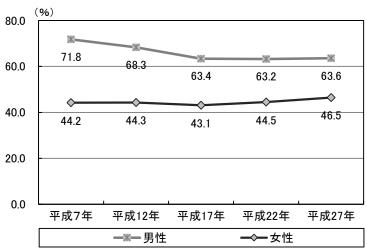


資料:人口動態統計

#### (3)就業率

就業率についてみると、男性は平成7年から下降傾向にありましたが、平成27年には平成22年よりわずかに上昇し63.6%となっています。女性はほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年には平成22年より2ポイント上昇し、46.5%となっています。

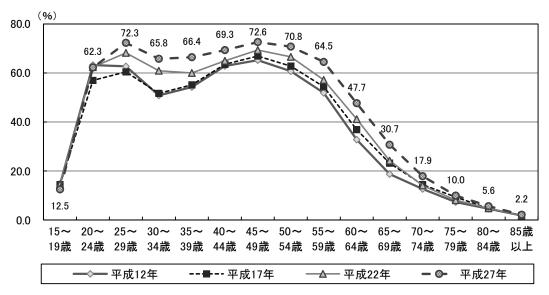
#### ■男女別の就業率の推移



資料:国勢調査

女性の年齢別就業割合についてみると、 $25\sim29$  歳に7割を超え、その後、結婚や出産、子育て期に一度低下し、子育てが落ち着く  $45\sim49$  歳にかけて、再び上昇しています。また、平成 22 年と比較すると、25 歳以上のいずれの年代も就業率が高くなっており、特に、 $35\sim39$  歳・ $55\sim59$  歳・ $60\sim64$  歳・ $65\sim69$  歳では  $6.5\sim7.3$  ポイント上昇していることから、子育て世代及び高齢者の就業率の上昇傾向がみられます。

#### ■女性の年齢別就業割合の推移



資料:国勢調査

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、全国では「20~54歳」で上回っていますが、愛媛県では「15~19歳」を除いて下回っています。

#### ■女性就業率 国-県-本市比較(平成27年)

	全国	愛媛県	本市
15~19 歳	12. 9%	10. 7%	12.5%
20~24 歳	58.6%	65. 6%	62. 3%
25~29 歳	68. 2%	73. 0%	72. 3%
30~34 歳	63. 3%	67. 8%	65. 8%
35~39 歳	64. 1%	69. 5%	66. 4%
40~44 歳	67. 9%	73. 4%	69. 3%
45~49 歳	70. 3%	75. 9%	72. 6%
50~54 歳	70. 3%	74. 4%	70. 8%
55~59 歳	65. 0%	68. 0%	64. 5%
60~64 歳	49. 1%	50. 5%	47. 7%
65~69 歳	32. 1%	33. 4%	30. 7%
70~74 歳	18. 9%	20. 1%	17. 9%
75~79 歳	10. 9%	12. 3%	10.0%
80~84 歳	5. 9%	6. 5%	5. 6%
85 歳以上	2. 4%	2. 3%	2. 2%

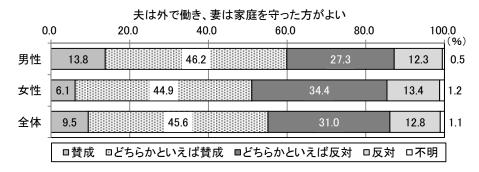
全国との差	愛媛県との差
-0.4%	1.8%
3. 7%	-3.4%
4. 1%	-0.7%
2. 5%	-2.0%
2.3%	-3.1%
1.4%	-4.0%
2.3%	-3.3%
0.4%	-3.6%
-0.5%	-3.5%
-1.5%	-2.9%
-1.4%	-2. 6%
-1.0%	-2. 3%
-1.0%	-2. 3%
-0. 2%	-0.8%
-0. 2%	-0. 2%

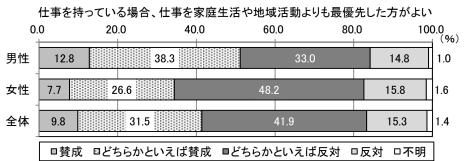
資料:国勢調査

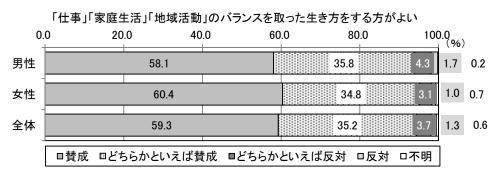
#### (4)仕事と日常生活のバランス

固定的性別役割分担意識等についてみると、「仕事を家庭生活や地域活動よりも最優先した方がよい」と考える割合(「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合算)は、女性が約3.5割であるのに対し、男性は約5割となっています。また、「仕事」「家庭生活」「地域活動」のバランスの在り方に関する考え方において男女差はほとんどみられないものの、実際の生活時間をみると、「家事」「育児」に費やす時間は男性より女性の方が多い結果となっています。

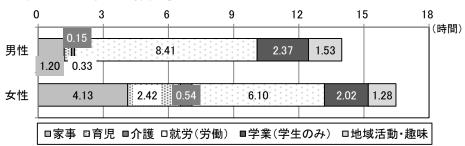
#### ■固定的性別役割分担意識等について







#### ■ 1 日あたりの平均的な時間の使い方について



資料:(公財)松山市男女共同参画推進財団平成29年3月 「男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成27年調査)」

#### 31 年度分に差し替え予定

#### (5)就学前児童の状況

就学前児童の状況についてみると、平成30年度小学校就学前児童数は、25,317人となっており、年齢別に認定こども園や幼稚園及び保育所などの利用状況をみると、0歳では1割、1歳から2歳では、4割程度の子どもが保育所や認可外保育施設を利用しています。3歳から5歳では、認定こども園及び幼稚園の利用が多くなっています。

#### ■平成30年度小学校就学前児童の状況

単位:人

年齡	児童数	認定こども園	構成比(%)	幼 稚 園	構成比(%)	保育所	構成比(%)	認可外保育施設	構成比(%)	地域型保育事業	構成比(%)	その他	構成比(%)
0 歳児	3, 923	108	2. 8		0.0	148	3.8	70	1.8	49	1. 2	3, 548	90. 4
1 歳児	4, 131	410	9. 9		0.0	749	18. 1	304	7. 4	235	5. 7	2, 433	58. 9
2 歳児	4, 169	536	12. 9	42	1.0	858	20. 6	204	4. 9	193	4. 6	2, 336	56. 0
3 歳児	4, 326	1, 558	36. 0	1, 502	34. 7	875	20. 2	152	3. 5	0	0.0	239	5. 5
4 歳児	4, 341	1, 538	35. 4	1, 668	38. 4	896	20. 6	92	2. 1	0	0.0	147	3. 4
5 歳児	4, 427	1, 600	36. 1	1, 664	37. 6	938	21. 2	100	2. 3	0	0.0	125	2. 8
合計	25, 317	5, 750	22. 7	4, 876	19. 3	4, 464	17. 6	922	3. 6	477	1.9	8, 828	34. 9

#### 資料:

- ・幼稚園は、学校基本調査及び学校実態調査〈※市外児童含む〉
- ・保育所は、保育・幼稚園課4月1日入所児童数調べ〈※市外児童含む〉
- ・認可外保育施設は、地域保育所状況調べ〈※市外児童含む〉
- ・認定こども園は、幼稚園機能部分は学校実態調査(幼保連携型・幼稚園型)、 保育所機能部分は保育・幼稚園課
- 注)認定こども園の保育所機能部分、保育所及び認可外保育施設は4月1日入所児童数調べ(幼保連携型・保育所型)、地域保育所状況調べ(地方裁量型)〈※市外児童含む〉 認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園は5月1日現在

#### 31 年度分に差し替え予定

#### (6)待機児童の状況

待機児童の状況についてみると、平成30年の「保育所等利用待機児童数」は、既存の幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行、小規模保育事業などの保育施設の拡充、保育・幼稚園相談窓口によるきめ細かな相談などの多様な取り組みの実施や、企業主導型保育事業が順次拡大した結果、平成29年から52人減少の36人と、3年連続の減少となっています。

#### ■待機児童数の推移

単位:人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
待機児童数	0	95	94	88	36

資料:保育·幼稚園課 各年4月1日現在

#### (1)『第1期松山市子ども・子育て支援事業計画』を振り返って

■第1期松山市子ども・子育て支援事業計画 平成30年度評価結果

#### 【評価基準】

5 ・・・計画に比して特に成果の顕著な事業

4 ・・・計画を上回る成果の認められる事業

3 ・・・計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む)

2 ・・・計画を下回る成果しか認められない事業

1 ・・・計画に比して特に成果の得られなかった事業

0 ・・・計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	担当課	H30 目標	H30 実績	評価 点数
1	教育・保育の提供【市内全体】	保育·幼稚園課			
	①【中心部】	保育·幼稚園課			
	②【北東部】	保育·幼稚園課			
	③【東部】	保育·幼稚園課			
	④【南部】	保育·幼稚園課			
	⑤【西部】	保育·幼稚園課			
	⑥【北西部】	保育·幼稚園課			
	⑦【北部】	保育·幼稚園課			
	⑧【北条】	保育·幼稚園課			
	⑨【中島】	保育·幼稚園課			
2	利用者支援事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 健康づくり推進課			
3	延長保育事業	保育·幼稚園課			
4	児童クラブ運営事業 (放課後児童健全育成事業)	子育て支援課			
15	子育て短期支援事業	子育て支援課			
6	乳児家庭全戸訪問事業	健康づくり推進課			
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	子ども総合相談 センター事務所			

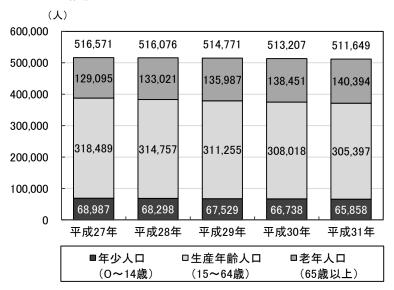
No.	事業名	担当課	H30 目標	H30 実績	評価 点数
8	地域子育て支援拠点事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談 センター事務所			
9	一時預かり事業	保育·幼稚園課			
10	病児·病後児保育事業	保育·幼稚園課			
11	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課			
12	妊婦一般健康診査事業	健康づくり推進課			
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課			
14	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	保育・幼稚園課			

#### (1)人口の推移

総人口の推移についてみると、年々減少幅は大きくなっており、平成 31 年には平成 27 年から 4,922 人減少し 511,649 人となっています。

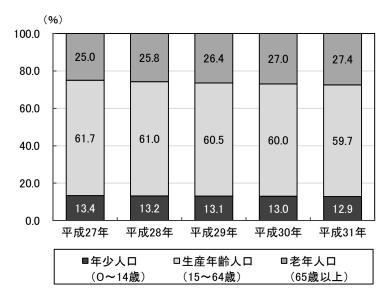
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)は減少の一途をたどっている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、平成31年の高齢化率は27.4%となっています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

#### ■年齢3区分別人口割合の推移

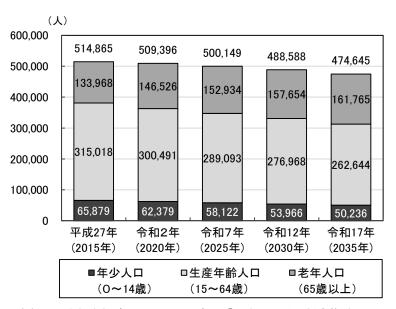


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

#### (2)将来推計人口

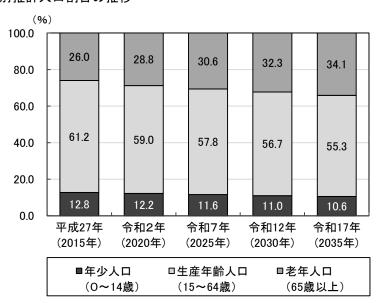
国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口についてみると、総人口は減少の一途をたどり、令和 17 (2035) 年には平成 27 (2015) 年から 40,220 人減少の 474,645 人になる見込みとなっています。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7 (2025) 年には高齢化率が3割を超え、令和 17 (2035) 年には 34.1%になる見込みとなっています。

#### ■推計人口と年齢3区分別人口(比率)の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2015年3月推計)

#### ■年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2015年3月推計)

#### (3)推計児童人口

11歳以下の推計児童人口についてみると、今後も減少傾向が続き、令和6年には47,782人になると推計されます。総人口に対する割合でも低下傾向となり、令和4年には1割を下回る見込みとなっています。

#### ■推計児童人口(比率)の推移

単位:人

		現状		推計							
区分		平成 3 1 年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
児童	人口(0~11歳)	52, 065	51, 317	50, 584	49, 698	48, 796	47, 782				
	(総人口比)	10. 2%	10.1%	10.0%	9.8%	9. 7%	9. 5%				
	O歳	3, 797	3, 792	3, 722	3, 644	3, 568	3, 498				
	1 歳	3, 960	3, 859	3, 855	3, 783	3, 704	3, 626				
	2歳	4, 134	3, 948	3, 848	3, 843	3, 772	3, 693				
	3歳	4, 152	4, 131	3, 946	3, 845	3, 841	3, 769				
	4歳	4, 343	4, 148	4, 127	3, 942	3, 842	3, 837				
	5歳	4, 380	4, 354	4, 158	4, 138	3, 952	3, 851				
	0~5歳	24, 766	24, 232	23, 656	23, 195	22, 679	22, 274				
	6歳	4, 421	4, 379	4, 353	4, 157	4, 137	3, 951				
	7歳	4, 571	4, 434	4, 392	4, 366	4, 170	4, 149				
	8歳	4, 538	4, 574	4, 437	4, 394	4, 368	4, 172				
	9歳	4, 600	4, 542	4, 578	4, 440	4, 398	4, 372				
	10 歳	4, 538	4, 608	4, 550	4, 586	4, 448	4, 406				
	11 歳	4, 631	4, 548	4, 618	4, 560	4, 596	4, 458				
	6~11歳	27, 299	27, 085	26, 928	26, 503	26, 117	25, 508				

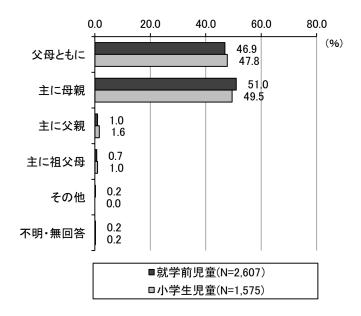
資料:平成27年~平成31年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

#### 4 子育てに関する意識の現状

#### (1)子育てに関する意識

子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「主に母親」 がもっとも高く、次いで「父母ともに」となっています。

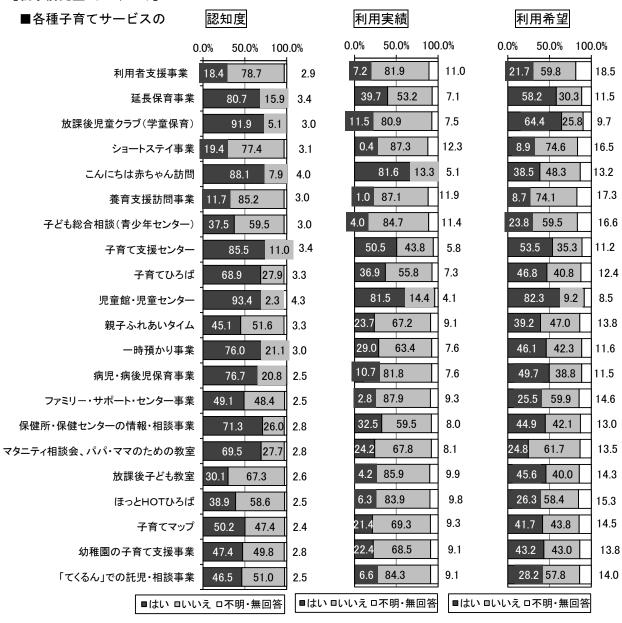
#### ■子育ての主な担い手



#### (2)子育て環境の総合評価

就学前児童の各種子育でサービスの認知度・利用実績・利用希望についてみると、いずれも「児童館・児童センター」で『はい』の割合が高くなっています。

#### 【就学前児童 (N=2,607)】



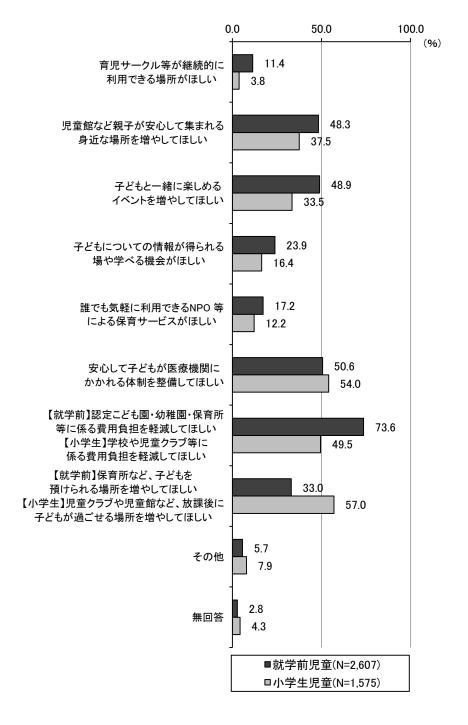
小学生児童の各種子育でサービスの認知度・利用実績・利用希望についてみると、就学 前児童と同様にいずれも「児童館・児童センター」で『はい』の割合が高くなっています。

#### 【小学生児童 (N=1,575)】 ■各種子育てサービスの 認知度



#### (3)松山市に対する支援の希望

子育てに関して、松山市に対して、どのような子育ての支援の充実を図ってほしいかについてみると、就学前児童は「認定こども園・幼稚園・保育所等に係る費用負担を軽減してほしい」、小学生児童は「児童クラブや児童館など、放課後に子どもが過ごせる場所を増やしてほしい」が高くなっています。



#### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化し、その負担感が増えていることが懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少し、こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識のもとに、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、前回計画でめざしてきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継続し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざす姿に位置付けて、次の基本理念を定めます。

#### 2 基本理念

#### 1. 子どもの視点を尊重します

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

#### 2. すべての子どもと子育て家庭を支援します

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、教育・保育環境などの整備を図ります。また、子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、これまでの子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭で子どもを見ている保護者を含めた、すべての子育て家庭への支援を行います。

#### 3. 社会全体で子育てをします

前回計画を継承し、子育でに関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、 家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体で子育でを支援していき ます。

#### 3 基本方針

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭に関わる分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の9つの基本方針を設定し、それらを9つの 柱として総合的に施策を推進します。

#### (1)幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯 の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる、認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育などの地域型保育事業によって、質を確保した教育・保育環境を整えます。

#### (2)地域での子育て支援の充実

従来の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、子育てに関する相談や子育て世代の親子が交流できる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域のさまざまな支援の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。

#### (3)妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

#### (4)子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、"生きる喜びが実感できる人づくり"のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、保護者として学習する機会の提供にも努めます。

#### (5)子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物などの整備や防犯を 考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを 推進し、すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、 生活環境の整備を推進します。

#### (6)職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

「ニッポンー億総活躍プラン」や幼児教育・保育の無償化により、女性の社会進出が一層進むことが予測されるとともに、人々の働き方も多様化していることから、男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図ります。また、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるよう制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。

#### (7)子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪及び災害などの被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域が一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動とともに、 災害発生時などの緊急時にも対応できる取り組みを推進します。

#### (8)専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化などを図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど、子育ての悩みや経済的な負担感がみられることから、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に成長し、教育や保育を受けられる ための教育・保育支援体制の整備などを図ります。

これらの特に専門的な知識や技術を要する、支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

#### (9)子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

## 第4章 施策の展開

#### 施策体系

## めざ す姿

#### 基本理念

#### 基本方針

- ①幼児期の学校教育及び 乳幼児期の保育の充実
- 1. 子どもの視点 を尊重します
- ②地域での子育て支援の充実
- ③妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 2. すべての子ど もと子育て家庭 を支援します
- ④子どもが心身ともに健やかに 成長できる子育て環境の整備
- ⑤子育てを支援する生活環境の整備
- ⑥職業生活と家庭生活との両立 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

- 3. 社会全体で子 育てを支援しま す
- ⑦子どもの安全の確保
- ⑧専門的な知識及び 技術を要する支援の推進
- ⑨子どもの貧困対策及び 経済的な支援の推進

# すべての子どもが健やかに成長する、 子育てにやさしい まち